

朝日大学歯学部教育後援会会則

(名称)

第1条 この会は、朝日大学歯学部教育後援会(以下「教育後援会」という。)と称する。

(目的)

第2条 教育後援会は、大学と家庭との連絡を密にし、教育の実績を挙げることを目的とする。

(事務所)

第3条 教育後援会の事務所は、朝日大学内におく。

(会員)

第4条 教育後援会は、朝日大学歯学部学生(以下「学生」という。)の父母等をもって組織する。

(役員)

第5条 教育後援会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 常任幹事 25名以内
- (4) 会計幹事 1名
- (5) 支 部 長 各支部 1名
- (6) 支部幹事 各支部 若干名
- (7) 監 事 2名
- (8) 顧 問 若干名
- (9) 執行委員 若干名

(会長の選出及び職務)

第6条 会長は、前年度の常任幹事会の推薦を得て総会で選出する。

2 会長は、教育後援会を統括し、総会および各種会議を招集する。

(副会長の選任及び職務)

第7条 副会長は、会員の中から会長が委嘱する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

(常任幹事の選任及び職務)

第8条 常任幹事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 支部長

(4) 会計幹事

(5) 前各号に掲げる者以外で会長が必要と認めた者。

2 常任幹事は、会長の指示を得て会務を分掌する。

(会計幹事の選任及び職務)

第9条 会計幹事は、常任幹事から会長が委嘱する。

2 会計幹事は、会務の会計事務を担当する。

(支部長の選出及び職務)

第10条 支部長は、支部幹事の互選により選出する。

2 支部長は、支部懇談会を主宰し、地区の会務を担当する。

(支部幹事の選出及び職務)

第11条 支部幹事は、支部会員の互選により選出する。

2 支部幹事は、支部長に協力し、懇談会等の運営にあたる。

(監事の選出及び職務)

第12条 監事は、常任幹事会で会員から選出する。

2 監事は、教育後援会の業務と会計を監査し、年1回報告する。

(顧問)

第13条 顧問は、常任幹事会で推薦する。

(執行委員の選任及び職務)

第14条 執行委員は会長が委嘱する。

2 執行委員は、会長の指示を受けて会務に関する諸事項を協議する。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は1年とし、毎年4月1日より起算する。ただし、再任は妨げない。

2 役員は、任期が満了した場合でも後任の役員が就任するまではその職務を行う。

(総会)

第16条 総会は、毎年1回開催することを原則とする。ただし、会長が緊急を要する事項について必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、会員の3分の2以上(委任状含む)の出席をもって成立する。

3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教育後援会の事業計画、予算、決算に関すること

(2) 役員の選出に関すること

(3) その他教育後援会に関すること

(全国役員会)

第17条 全国役員会は、毎年1回開催することを原則とする。ただし会長が緊急を要する事項について必要と認めた時は、臨時に開催することができる。

2 全国役員会は、第5条の役員をもって組織する。

3 全国役員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 支部懇談会の開催に関する事
 - (2) その他会長から諮問された事項
- (常任幹事会)

第 18 条 常任幹事会は、会長が必要に応じて随時開催する。

2 常任幹事会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 役員を選出に関する事
 - (2) 支部懇談会の開催に関する事
 - (3) その他会長から諮問された事項
- (執行委員会)

第 19 条 執行委員会は、会長が必要に応じて随時開催する。

2 執行委員会は、会長から諮問された事項について協議する。

(会計)

第 20 条 教育後援会の経費は、入会金、会費、特別徴収金及びその他の歳入をもってあてる。

(会費)

第 21 条 入会金及び会費は、学生 1 名につき、入会金 10,000 円及び年会費 35,000 円とする。

2 前条に定める特別徴収金の額等は、その都度総会で決定する。

(既納の会費)

第 22 条 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会計年度)

第 23 条 教育後援会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する。

(雑則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、教育後援会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

本会則は、昭和 46 年 4 月 29 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 51 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 53 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 54 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 56 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 61 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 2 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 3 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 8 年 4 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

2 朝日大学歯学部教育後援会会則取扱細則は、廃止する。

附 則

この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。